○内閣府告示第八百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

三　構造改革特別区域の名称　札幌市高度ＩＣＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第八百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

三　構造改革特別区域の名称　てっぺん教育力育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第八百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　江別市

三　構造改革特別区域の名称　江別市認知症高齢者グループホーム短期入所事業利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　江別市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千歳市

三　構造改革特別区域の名称　千歳市幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　千歳市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第八百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道石狩郡新篠津村

三　構造改革特別区域の名称　新篠津村福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道石狩郡新篠津村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道茅部郡森町

三　構造改革特別区域の名称　森町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道茅部郡森町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道檜山郡厚沢部町

三　構造改革特別区域の名称　厚沢部町セダン型車両輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道檜山郡厚沢部町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道虻田郡真狩村

三　構造改革特別区域の名称　真狩村ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道虻田郡真狩村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道積丹郡積丹町

三　構造改革特別区域の名称　積丹町愛の架け橋セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道積丹郡積丹町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道余市郡仁木町

三　構造改革特別区域の名称　優しい心の仁木町地域福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道余市郡仁木町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道夕張郡長沼町

三　構造改革特別区域の名称　長沼町やすらぎ輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道夕張郡長沼町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡東神楽町

三　構造改革特別区域の名称　東神楽町福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡東神楽町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡当麻町

三　構造改革特別区域の名称　当麻町いきいきサポートセダン型特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡当麻町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道空知郡南富良野町

三　構造改革特別区域の名称　南富良野町福祉有償輸送セダン型特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道空知郡南富良野町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道苫前郡苫前町

三　構造改革特別区域の名称　苫前町しあわせ有償輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道苫前郡苫前町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道天塩郡幌延町

三　構造改革特別区域の名称　幌延町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道天塩郡幌延町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町

三　構造改革特別区域の名称　北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第八百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道礼文郡礼文町

三　構造改革特別区域の名称　フラワーアイランド礼文輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道礼文郡礼文町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道斜里郡小清水町

三　構造改革特別区域の名称　小清水町ふれあい輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道斜里郡小清水町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道浦河郡浦河町

三　構造改革特別区域の名称　浦河町あんしん支え合いセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道浦河郡浦河町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道幌泉郡えりも町

三　構造改革特別区域の名称　えりも町ハートフルサービス輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道幌泉郡えりも町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道河東郡音更町

三　構造改革特別区域の名称　音更町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道河東郡音更町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道十勝郡浦幌町

三　構造改革特別区域の名称　浦幌町福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道十勝郡浦幌町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道厚岸郡厚岸町

三　構造改革特別区域の名称　厚岸町あみか（あっけし・みんなの・かいご）福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道厚岸郡厚岸町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道野付郡別海町

三　構造改革特別区域の名称　別海町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道野付郡別海町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県下北郡東通村

三　構造改革特別区域の名称　東通村「わが村の先生制度」特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県下北郡東通村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第八百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

三　構造改革特別区域の名称　宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市及び東松島市並びに宮城県刈田郡蔵王町及び七ヶ宿町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、宮城郡七ヶ浜町及び利府町、黒川郡大郷町、富谷町及び大衡村、加美郡色麻町及び加美町、志田郡松山町、三本木町及び鹿島台町、玉造郡岩出山町及び鳴子町、遠田郡涌谷町、田尻町、小牛田町及び南郷町、牡鹿郡女川町並びに本吉郡本吉町、唐桑町及び南三陸

町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　仙台市

三　構造改革特別区域の名称　仙台市セダン型福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　仙台市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　天童市

三　構造改革特別区域の名称　高原再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　天童市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　いわき市

三　構造改革特別区域の名称　いわき市認知症高齢者サポート特区

四　構造改革特別区域の範囲　いわき市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県南会津郡南郷村

三　構造改革特別区域の名称　ふるさと南郷再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県南会津郡南郷村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県南会津郡只見町

三　構造改革特別区域の名称　緑と水と心のふるさと特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県南会津郡只見町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　龍ケ崎市

三　構造改革特別区域の名称　龍ケ崎市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　龍ケ崎市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　牛久市

三　構造改革特別区域の名称　牛久市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　牛久市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県久慈郡大子町

三　構造改革特別区域の名称　大子町教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　茨城県久慈郡大子町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

○内閣府告示第八百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡阿見町

三　構造改革特別区域の名称　阿見町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　茨城県稲敷郡阿見町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木県塩谷郡高根沢町

三　構造改革特別区域の名称　高根沢町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　栃木県塩谷郡高根沢町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

三　構造改革特別区域の名称　埼玉県いきいき活動セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉市

三　構造改革特別区域の名称　千葉市健康福祉有償運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　成田市

三　構造改革特別区域の名称　ふれあいセダン特区成田

四　構造改革特別区域の範囲　成田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　我孫子市

三　構造改革特別区域の名称　我孫子市福祉運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　我孫子市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　我孫子市

三　構造改革特別区域の名称　我孫子市認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　我孫子市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県印旛郡酒々井町

三　構造改革特別区域の名称　酒々井町認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県印旛郡酒々井町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県印旛郡栄町

三　構造改革特別区域の名称　栄町福祉有償運送サービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県印旛郡栄町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都品川区

三　構造改革特別区域の名称　品川区ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都品川区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都世田谷区

三　構造改革特別区域の名称　認知症高齢者グループホーム短期利用事業せたがや支えあいステーション特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都世田谷区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都豊島区

三　構造改革特別区域の名称　豊島区外出支援サービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都豊島区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八王子市

三　構造改革特別区域の名称　情報産業人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　八王子市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午

前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第八百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　町田市

三　構造改革特別区域の名称　町田市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　町田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小平市

三　構造改革特別区域の名称　小平市認知症高齢者あんしん生活特区

四　構造改革特別区域の範囲　小平市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第八百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　日野市

三　構造改革特別区域の名称　日野市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　日野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県

三　構造改革特別区域の名称　神奈川カーシェアリング利用促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　神奈川県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第八百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

三　構造改革特別区域の名称　新潟市ＩＴ人材ステップアップ特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第八百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　黒部市及び富山県下新川郡宇奈月町

三　構造改革特別区域の名称　黒部国際化教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　黒部市及び富山県下新川郡宇奈月町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松本市

三　構造改革特別区域の名称　選べる障害福祉サービスまつもと特区

四　構造改革特別区域の範囲　松本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）

○内閣府告示第八百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　飯田市

三　構造改革特別区域の名称　飯田市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　飯田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第八百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊那市

三　構造改革特別区域の名称　伊那市における福祉有償運送使用車両の拡大特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊那市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに下水内郡栄村

三　構造改革特別区域の名称　北信地域福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに下水内郡栄村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安曇野市

三　構造改革特別区域の名称　安曇野福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　安曇野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡川上村

三　構造改革特別区域の名称　川上村福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県南佐久郡川上村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡南牧村

三　構造改革特別区域の名称　南牧村福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県南佐久郡南牧村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡高森町

三　構造改革特別区域の名称　高森町福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡高森町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡天龍村

三　構造改革特別区域の名称　天龍村福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡天龍村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡喬木村

三　構造改革特別区域の名称　喬木村福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡喬木村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡豊丘村

三　構造改革特別区域の名称　豊丘村福祉有償運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡豊丘村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡波田町

三　構造改革特別区域の名称　波田町障害児（者）社会参加促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡波田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第九百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県北安曇郡白馬村

三　構造改革特別区域の名称　白馬村どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県北安曇郡白馬村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第九百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県上水内郡信州新町

三　構造改革特別区域の名称　信州新町福祉輸送サービスセダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県上水内郡信州新町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市ＩＴエキスパート育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第九百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多治見市

三　構造改革特別区域の名称　多治見福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　多治見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多治見市

三　構造改革特別区域の名称　多治見障害児者デイサービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　多治見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第九百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県

三　構造改革特別区域の名称　静岡県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　静岡県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊東市

三　構造改革特別区域の名称　伊東市書道教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊東市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第九百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県榛原郡吉田町

三　構造改革特別区域の名称　吉田町教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　静岡県榛原郡吉田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

○内閣府告示第九百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊橋市

三　構造改革特別区域の名称　「国際共生都市・豊橋」英語教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊橋市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第九百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　蒲郡市

三　構造改革特別区域の名称　「いつまでも住みなれたまちで」がまごおりグループホーム短期利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　蒲郡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第九百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県海部郡飛島村

三　構造改革特別区域の名称　小さくてもキラリと光る飛島村教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県海部郡飛島村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第九百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　三重県の区域の一部（三重県の全域のうち旧飯高町を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県ＩＴスペシャリスト育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　三重県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第九百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮津市

三　構造改革特別区域の名称　宮津市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮津市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府与謝郡伊根町

三　構造改革特別区域の名称　交通弱者のための福祉有償運送事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府与謝郡伊根町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府及び豊中市

三　構造改革特別区域の名称　障害者の地域生活支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊中市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　入居定員を三人以上七人以下とする指定知的障害者地域生活援助事業（九三一）

○内閣府告示第九百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　枚方市

三　構造改革特別区域の名称　枚方市小中一貫英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　枚方市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第九百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県

三　構造改革特別区域の名称　ひょうご狩猟免許取得推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業（一三〇七）

○内閣府告示第九百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　養父市

三　構造改革特別区域の名称　養父市鳥獣被害防止特区

四　構造改革特別区域の範囲　養父市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一

○内閣府告示第九百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県有田郡広川町

三　構造改革特別区域の名称　広川　元気っこ・のびのび給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山県有田郡広川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第九百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　浜田市

三　構造改革特別区域の名称　ふるさと弥栄どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　浜田市の区域の一部（旧弥栄村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第九百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県簸川郡斐川町

三　構造改革特別区域の名称　斐川町子育て支援推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県簸川郡斐川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第九百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡西ノ島町

三　構造改革特別区域の名称　誰もが安心して暮らせる西ノ島町特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県隠岐郡西ノ島町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第九百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大竹市

三　構造改革特別区域の名称　おおたけ少人数教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　大竹市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第九百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県及び美祢市

三　構造改革特別区域の名称　美祢社会復帰促進センターＰＦＩ特区

四　構造改革特別区域の範囲　美祢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業（五一〇）及び特定行刑施設における病院等の管理の委託促進事業（五一一及び九二九）

○内閣府告示第九百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

三　構造改革特別区域の名称　松山市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第九百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

三　構造改革特別区域の名称　小中連携による「国際・職業」教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第九百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

三　構造改革特別区域の名称　新居浜市認知症高齢者安心お泊まり特区

四　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第九百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西予市

三　構造改革特別区域の名称　せいよ地域デイサービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　西予市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第九百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

三　構造改革特別区域の名称　北九州市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県田川郡赤池町

三　構造改革特別区域の名称　「教育と文化の町赤池」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県田川郡赤池町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第九百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本市

三　構造改革特別区域の名称　くまもと子ども輝き特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第九百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇城市

三　構造改革特別区域の名称　宇城市国際理解教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇城市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第九百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県鹿本郡植木町

三　構造改革特別区域の名称　植木町福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県鹿本郡植木町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））